

第27回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
及びその運用状況の概要

連結計算書類の「連結注記表」

計算書類の「個別注記表」

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

株式会社テンダ

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ・取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - ・取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - ・取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査役監査を受ける。
 - ・代表取締役社長は、コンプライアンス推進責任者として、コンプライアンスを経営の基本方針の一つとして、コンプライアンス体制の整備及び維持・向上に努める。
 - ・コンプライアンス意識の徹底・向上を図るため、取締役及び使用人を対象とした、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理は、「リスク管理方針」に基づきテナダグループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
 - ・代表取締役社長は、リスク管理最高責任者として、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。また、重要な事項については、取締役会に報告する。
 - ・事業部門及びスタッフ部門は、「リスク管理規程」に基づき、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施するとともに定期的にリスク管理状況をリスク管理委員会に報告する。
 - ・内部監査室は当社グループのリスク管理体制について監査を行い、監査を通じてリスクを発見した場合は代表取締役社長に報告する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、予算統制、事業計画の進捗等、経営に関する重要事項については、取締役、常勤監査役、主管部門長から構成される経営会議にて確認をして、毎月1回、または四半期に1回開催する。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規定を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- ⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は社会的責任を果たすため、「法令遵守」「社会秩序」「高い倫理観」、及び「社会貢献」を基本的な事項として行動する行動規範を定めている。
 - ・内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
 - ・グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する内部通報規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- ⑥当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社は「子会社管理規程」に定める承認事項・報告事項について、規程に定める事業管掌部門へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗状況の報告を実施し、経営管理情報、リスク情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。また、事業管掌部門は、重要事項について、取締役会、または経営会議に報告する。
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、「リスク管理方針」に基づき、当社のリスク管理委員会が、当社及び子会社から成る企業集団におけるリスクを総括的に管理する。
 - ・子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、内部管理体制の適切性、有効性を検証する。監査結果は、当社の代表取締役社長に報告する。
 - ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、当社の「内部通報制度」を子会社に共通して適用する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の指示の実効性確保に関する事項
- ・当社は、監査役を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ・補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - ・監査役を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - ・ 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
 - ・ 「内部通報制度」に基づく通報または、監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、テナダグループの取締役、執行役員、及び使用人に対し不利な取扱いを行わない。
- ⑨監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る事項
監査役の職務執行について生ずる費用等の請求手続きを定め、監査役から前払い又は償還手続きの請求があった場合は、当該請求に係る費用が監査役の職務執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑪財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ・ その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性、及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。
その他、監査役会は14回、経営会議は21回、及びリスク管理委員会は5回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役、及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行、及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務、及び事業の方針の決定を支払する者の有り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、AI、RPAの急速な進歩や、高速かつ大容量通信が可能となる5Gの実用化などのIT業界を取り巻く経営環境の変化に対応すべく、人員の強化と技術レベルの向上、新製品の開発などに有効投資してまいりたいと考えております。

2022年5月期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり27円としております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

アイデアビューロー株式会社、大連天達科技有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大連天達科技有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
外のもの ………………し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ………………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 ………………先入先出法による原価法

仕掛品 ………………個別法による原価法

貯蔵品 ………………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（使用権資産を除く） …定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～36年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする
残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、い
ずれか大きい額を償却する方法

自社利用のソフトウェア 見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

受注損失引当金 ……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末におきましては、計上はありません。

製品保証引当金 ……………完成システムに係る契約不適合責任等の費用に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末におきましては、計上はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売業務

商品及び製品の販売業務については、販売契約に基づいて商品又は製品を引渡す履行

義務を負っており、引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で履行義務が充足されると判断されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、付随する有償保守サービスについては、保守期間にわたり履行義務が充足されるものと判断されることから、保守サービスの契約期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

② ソフトウェア開発等の受託業務

受託業務については、履行義務は、顧客との請負契約に基づくソフトウェアの受注制作であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ 準委任契約によるサービス提供業務

準委任契約によるサービス提供業務については、履行義務は、当社グループの指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供であり、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受すると判断されることから、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

④ ゲームサービス業務

ゲームサービス業務については、履行義務は、顧客とのサービス利用規約に基づきサービスを提供するものであり、ユーザーがゲーム内通貨を利用（消費）してアイテムやキャラクター等を購入した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。

当社が提供するゲームは、アイテムやキャラクター等の購入から消費までの期間が短いため、アイテムやキャラクター等の購入時点で履行義務が充足され、同時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点として、受託開発契約について、従来は、受託開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場

合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「電子記録債権」、「売掛金」及び「契約資産」として表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、契約資産は、9,064千円増加し、仕掛品は4,915千円減少し、前受収益は2,269千円増加し、利益剰余金は1,879千円増加しております。

当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は8,685千円増加し、売上原価は2,635千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,050千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は3,132千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアの請負契約におけるプロジェクト原価総額	
当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
受注制作ソフトウェアの請負契約のうち一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	388,205千円
契約資産	90,647千円
受注損失引当金	－千円

連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

受注制作ソフトウェアの請負契約のうち一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益について、履行義務の充足に係る進捗度はプロジェクトの見積総原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算出しております。また、損失が見込まれる請負契約について受注損失引当金を計上しております。

② 主要な仮定

これらの会計処理にあたっては、当該請負契約に係る原価（プロジェクト原価総額）を見積ることが必要不可欠であります。

受注制作のソフトウェア開発は、仕様や作業内容が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等による原価の変動など、プロジェクト原価総額が変動することがあります。

プロジェクト原価総額は、主として開発工数と工数単価により見積もられる労務費及び外注費等によって構成されており、プロジェクト原価総額の算出に用いた主要な仮定は、開発工数であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、仕様変更や将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識される売上高や受注損失引当金繰入額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 70,999千円

2. 損害賠償に係る偶発債務

当社グループは、株式会社Verveに対して開発委託したソフトウェアについて、開発遅延及び動作不良を主たる理由として検収及び支払を拒絶しており、このため、同社より29,937千円の代金支払請求の訴訟を提起されております。当社グループとしては、検収及

び支払を拒絶していることに法的正当性はあるものと認識しておりますが、訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もあり、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、収益認識に関する注記「1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,000,000	167,900	—	2,167,900

2. 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	157,000	—	157,000	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	44,232	24.00	2021年5月31日	2021年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年8月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 58,533千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 27円 |
| ③ 基準日 | 2022年5月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年8月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
第2回新株予約権	普通株式	90,000	—	40,000	50,000	—
第3回新株予約権	普通株式	56,300	—	8,100	48,200	—
計		146,300	—	48,100	98,200	—

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ITソリューション事業、ビジネスプロダクト事業及びゲームコンテンツ事業を行うための開発計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、有限責任事業組合への出資であり、発行体(投資先企業)の事業リスク、財政状態の悪化によるリスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主にソフトウェア開発に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

敷金及び保証金は、オフィス等の賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を連結売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金（※1）	114,961	114,931	△29
資産計	114,961	114,931	△29
長期借入金（※2）	326,924	326,924	－
負債計	326,924	326,924	－

（※1） 「連結貸借対照表計上額」及び「時価」は、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）を控除しております。

（※2） 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,119,049	—	—	—
電子記録債権	2,912	—	—	—
売掛金	441,579	—	—	—
敷金及び保証金	80,106	33,886	968	—
合計	2,643,648	33,886	968	—

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	126,090	102,540	75,454	12,320	10,520	—
合計	176,090	102,540	75,454	12,320	10,520	—

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	958円76銭
1株当たり当期純利益	113円85銭

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	ITソリューション事業	ビジネス プロダクト事業	ゲーム コンテンツ事業	
一時点で移転される財又はサービス	459,547	297,329	431,336	1,188,212
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	2,042,241	278,568	—	2,320,809
顧客との契約から生じる収益	2,501,788	575,898	431,336	3,509,022
外部顧客への売上高	2,501,788	575,898	431,336	3,509,022

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	274,977
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	444,491
契約資産（期首残高）	28,870
契約資産（期末残高）	90,647
契約負債（期首残高）	124,367
契約負債（期末残高）	142,866

契約資産は、顧客との受託業務について期末日時点で履行義務を充足しておりますが未請求の受託業務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。受託業務に関する対価は、契約に従い顧客による検収完了時に請求し、主に検収月の翌月末に受領しております。

契約負債は、主に保守サービスにかかる顧客からの前受収益に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、124,367千円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が61,777千円増加した主な理由は、期首時点で履行義務を充足しておりましたが未請求であった受託開発に係る対価を当連結会計年度に顧客との契約から生じた債権に振り替えたことによる減少及び期末時点で履行義務を充足しておりますが未請求の受託開発に係る対価の発生による増加であり、これによりそれぞれ、28,870千円減少し、90,647千円増加しております。

また、当連結会計年度において、契約負債が18,498千円増加した主な理由は、期首時点で当社グループが受領した保守料のうち未充足であった履行義務を当期に充足したことによる減少及び当期に顧客から受け取った保守料のうち、期末時点において充足していない履行義務の発生による増加であり、これによりそれぞれ、124,367千円減少し、142,866千円増加しております。

過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年5月18日開催の取締役会において、三友テクノロジー株式会社（以下、「三友テクノロジー」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2022年5月31日付で株式譲渡契約を締結し、2022年7月8日に当該株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 三友テクノロジー株式会社

事業の内容 ソフトウェアの受託開発

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2023年5月期のビジネスサイドの経営戦略として「市場、顧客軸にフォーカスした事業戦略の展開強化」に取り組み、BtoB領域における「エンタープライズ事業」の事業拡大・成長を目指してまいります。三友テクノロジーは、2016年3月に設立、業務系システム開発における解析・構築・導入コンサルティング、Web系システムのスクラッチ開発からリプレース、マイグレーション提供を主たる事業とするソフトウェア受託開発企業であり、専門性の高い「POSレジスターソリューション」「画像認識、識別ソリューション」の特化技術、データ解析・AI開発のプログラミング言語の対応力に強みを持っています。

当社は三友テクノロジーの技術、開発力が当社に加わることで「IT、DXエンジニア動員力の確保によるエンジニアリング機能の強化」、「専門領域における顧客基盤の獲得」における増力化、「付加価値ベースのエンジニアリング工数単価増と間接生産性の改善」における効率化の2軸にて事業上のシナジー発揮が見込め、「市場、顧客軸にフォーカスした事業戦略の展開強化」に繋がると判断するに至り、三友テクノロジーの子会社化を決議しました。

③ 企業結合日

2022年7月8日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
変更ありません。
 - ⑥ 取得した議決権比率
100%
 - ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とする株式取得により、被取得企業の議決権の100%を取得したことによるものです。
- (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
相手先との守秘義務契約により、非開示とさせていただきます。
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
- (4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- (5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式以外……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理
のもの ……し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 ……先入先出法による原価法

仕掛品 ……個別法による原価法

貯蔵品 ……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年
4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しておりま
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 ……3～36年

工具、器具及び備品 ……5～10年

無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア ……見込販売数量に基づく償却額と3年を限度とする残
存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれ
か大きい額を償却する方法

自社利用のソフトウェア ……見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金 ……………受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。
なお、当事業年度末におきましては、計上はありません。
- (3) 製品保証引当金 ……………完成システムに係る契約不適合責任等の費用に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。
なお、当事業年度末におきましては、計上はありません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売業務

商品及び製品の販売業務については、販売契約に基づいて商品又は製品を引渡す履行義務を負っており、引渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得した段階で履行義務が充足されると判断されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、付随する有償保守サービスについては、保守期間にわたり履行義務が充足されるものと判断されることから、保守サービスの契約期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分して収益を認識しております。

② ソフトウェア開発等の受託業務

受託業務については、履行義務は、顧客との請負契約に基づくソフトウェアの受注制作であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い業務については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ 準委任契約によるサービス提供業務

準委任契約によるサービス提供業務については、履行義務は、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供であり、顧客との契約における義務を履行する

につれて顧客が便益を享受すると判断されることから、一定の期間にわたり、各月において充足した履行義務に対応する収益を認識しております。

④ ゲームサービス業務

ゲームサービス業務については、履行義務は、顧客とのサービス利用規約に基づきサービスを提供するものであり、ユーザーがゲーム内通貨を利用（消費）してアイテムやキャラクター等を購入した時点において、財又はサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。

当社が提供するゲームは、アイテムやキャラクター等の購入から消費までの期間が短いため、アイテムやキャラクター等の購入時点で履行義務が充足され、同時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点として、受託開発契約について、従来は、受託開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足にかかる進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した売上原価が、予想される売上原価の合計に占める割合に基づいて行っております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発契約については代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「電子記録債権」、「売掛金」及び「契約資産」として表示することといたしました。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、契約資産は、9,064千円増加し、仕掛品は4,915千円減少し、前受収益は2,269千円増加し、利益剰余金は1,879千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、売上高は8,685千円増加し、売上原価は2,635千円増加し、

営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,050千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は3,132千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアの請負契約におけるプロジェクト原価総額

当事業年度の計算書類に計上した金額

受注制作ソフトウェアの請負契約のうち一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益	388,205千円
契約資産	90,647千円
受注損失引当金	一千円

計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63,489千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 9,476千円
短期金銭債務 5,608千円

3. 損害賠償に係る偶発債務

当社は、株式会社Verveに対して開発委託したソフトウェアについて、開発遅延及び動作不良を主たる理由として検収及び支払を拒絶しており、このため、同社より29,937千円の代金支払請求の訴訟を提起されております。当社としては、検収及び支払を拒絶していることに法的正当性はあるものと認識しておりますが、訴訟の推移によっては、今後の業績に影響を及ぼす可能性もあり、現時点ではその影響を予測することは困難であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	423千円
仕入高	30,394千円
販売費及び一般管理費	34,371千円
営業取引以外の取引高	21,276千円

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	1,276千円
減価償却超過額	16,949 //
子会社株式評価損	1,982 //
未払事業税	6,959 //
その他	13,530 //
繰延税金資産小計	40,698千円
評価性引当額	△2,486 //
繰延税金資産合計	38,212千円
繰延税金資産純額	38,212千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アイデアビューロー株式会社	東京都豊島区	30,000千円	デザイン制作	所有 直接100%	経営指導及び管理業務受託 本社事務所員兼役員兼任	業務受託料 (注) 1	13,776千円	-	- 千円
							家賃収入 (注) 2	7,500千円		
子会社	大連天達科技有限公司	中国大連市	1,583,220元	ソフトウェア開発	所有 直接100%	ソフトウェア開発の委託	ソフトウェア (注) 3	18,260千円	買掛金	4,755千円
							外注費 (注) 3	26,084千円		
							研究開発費 (注) 3	22,788千円		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務受託料の取引金額の決定にあたっては、業務内容を勘案して協議の上、決定しております。
2. 家賃収入の取引金額の決定にあたっては、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。
3. ソフトウェア、外注費及び研究開発費の取引金額の決定にあたっては、委託業務の内容や市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上決定しており、当社と関連を有しない一般の取引先と同様の条件で行っております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏 名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	中村 繁貴	-	-	当社代表取締役	被所有 直接5.2%	-	新株予約権の 行使 (注) 1	11,999千円	-	-千円
役員	林 真正	-	-	当社取締役	被所有 直接0.9%	-	新株予約権の 行使 (注) 1、2	18,365千円	-	-千円
役員	松下 貴弥	-	-	当社取締役	被所有 直接0.6%	-	新株予約権の 行使 (注) 1	11,076千円	-	-千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 新株予約権の行使については、2019年4月12日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 新株予約権の行使については、2019年12月26日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しています。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	893円20銭
1株当たり当期純利益	103円71銭

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。